

受注者 各位

藤枝市契約検査課長

藤枝市建設工事請負契約における全体スライド条項運用マニュアルについて

日頃、本市の建設工事の適正な施工に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

近年の労務単価、資材価格及び燃料価格等の高騰を背景に、建設工事請負契約におけるスライド条項に基づく協議の機会が増加することが見込まれます。

本市では、これまで単品スライド条項及びインフレスライド条項に係る運用マニュアルを整備し、適正な運用に努めてきたところです。このたび、全体スライド条項についても、受発注者間の協議及び契約変更事務を円滑かつ適正に行うため、別添のとおり「藤枝市建設工事請負契約約款第 25 条第 1 項～第 4 項（全体スライド条項）運用マニュアル」を作成しましたのでお知らせします。

今後、本市発注工事において、全体スライド条項に基づく協議を行う場合は、本マニュアルに基づき、基準日、残工事量、出来形数量、スライド額の算定方法及び他のスライド条項との関係等を確認の上、手続を行っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象工事 藤枝市が発注する建設工事のうち、建設工事請負契約約款に基づき全体スライド条項の適用対象となるもの
- 2 適用日 令和 8 年 6 月 8 日以後に、全体スライド条項に基づく請求又は協議を行う工事から適用します

藤枝市契約検査課

T E L : 054-643-3249 F A X : 054-643-3185

メール : keiyakukensa@city.fujieda.shizuoka.jp